１３Ａ会議室音響設備の購入及び設置に係る一般競争入札説明書

入　札　説　明　書
予算決算及び会計令（抜粋）
原子力規制委員会原子力規制庁入札心得
入　札　書　様　式
委　任　状　様　式
仕　　様　　書
入札物件規格証明書兼保証書
契　約　書　（　案　）

平成２６年９月

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房参事官（会計担当）付

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁物件の調達契約に係る入札公告（平成２６年９月５日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

(1) 件名

１３Ａ会議室音響設備購入及び設置

(2) 履行期限

平成２６年１０月３１日

(3) 納入場所

仕様書による

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

３．入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき入札物件規格証明書兼保証書を作成し、入札物件規格証明書兼保証書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応

じなければならない。

なお、提出された入札物件規格証明書兼保証書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

４．入札物件規格証明書の受領期限及び提出場所

平成２６年９月１２日（金）　１７時００分

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）付　契約（６階）

５．入札及び開札の日時及び場所

平成２６年９月２６日（金）　１５時００分～

原子力規制委員会原子力規制庁　六本木ファーストビル１３階入札会議室

開札は、入札終了後直ちに行う。

６．競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

７．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８．落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

９．その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。

10．入札保証金及び契約保証金　　全額免除

11．契約書作成の要否　　要

12．契約条項　　契約書(案)による。

13．支払いの条件　　契約書(案)による。

14．契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　松浦　克巳

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官

〒１０６－８４５０　東京都港区六本木１－９－９

16. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）付 契約　中田

電話番号　０３－５１１４－２１０３

FAX番号　０３－５１１４－２１７４

（参　考）

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項 の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（別紙）

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

１．趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を直接提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官等（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式２による委任状を持参しなければならない。

８．代理等の制限

（１）入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

（２）入札者は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号、以下「予決令」という。）第７１条第１項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

９．条件付きの入札

予決令第７２条第１項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札
② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
③ 委任状を持参しない代理人等による入札
④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
⑤ 金額を訂正した入札
⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑦ 明らかに連合によると認められる入札
⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12．開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
（２）入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
（３）入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
（４）入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13．調査基準価格、低入札価格調査制度

（１）工事その他の請負契約（予定価格が１千万円を超えるものに限る。）について予決令第

８５条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

① 工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに１０分の７から１０分の９までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

② 前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が１０分の６を予定価格に乗じて得た額

（２）調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

（３）低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14．落札者の決定

（１）有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

（３）前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

15．再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16．落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17．落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

18．契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６

３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適切な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることをしりながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式１

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

注）書類の発行日を記入

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁
　長官官房参事官　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

（復）代理人　　印

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名押印が必要。
このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

１　入札件名　：１３Ａ会議室音響設備の購入及び設置

２　入札金額　：金額　　円

３　契約条件　：契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

４　誓約事項　：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式２－①

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

注）書類の発行日を記入

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁
　長官官房参事官　殿

住　　所
（委任者）会　社　名
代表者氏名　　印

代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１　１３Ａ会議室音響設備の購入及び設置の入札に関する一切の件

２　１の事項にかかる復代理人を選任すること。

様式２－②

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

注）書類の発行日を記入

支出負担行為担当官
　原子力規制委員会原子力規制庁
　長官官房参事官　殿

代理人住所
（委任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

復代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１３Ａ会議室音響設備の購入及び設置の入札に関する一切の件

13 階Ａ会議室における音響設備の購入及び設置に係る仕様書

１．設備の目的について

六本木ファーストビル 13 階Ａ会議室（約 330 ㎡、以下、「Ａ会議室」という）において、定例委員会や各種会合等の際、または他の打ち合わせ時等に音声を拡声および分配することを設置目的とする。当設備は基本的に同会議室に常設するものとする。

２．音響設備について

過去の会合実施状況に鑑みて、以下の機器を必要とする。これらの機器及びこれらの機器を機能させるために必要な機器材等をその構成に含み、その他後述する機能要求を満たすこと。（ ）内は参考製品。

・赤外線方式会議端末型卓上マイクユニット　30 台
（オーディオテクニカ ATCS-M60、ATCS-L60MIC）
・上記マイクユニット用充電池　45 個
・赤外線方式ハンドマイク　3 本
（オーディオテクニカ ATIR-T88）
・各マイクからの入力を集約し、後述スピーカー等に出力可能なミキサー・アンプ等（オーディオテクニカ ATCS-C60、TASCAM DA6、パナソニック WA-H120）
・ハウリング軽減機材（オーディオテクニカ AT-VC220）
・Ａ会議室全体に出力可能なスピーカー
（ボーズ DS16FW）

３．施工について

室内の設置場所については事前に原子力規制庁と協議の上決定する。

当設備の施工および施工にあたって必要な資機材について見積りに含むこと。施工日時は原子力規制庁と協議の上決定し、施工にあたってはＡ会議室の所在する建物を管理する管理会社（六本木ファーストビル株式会社）の指示に従うこと。

４．機器材構成について

各機器材または構成に含まれる他の機器材との組み合わせにより、以下に定めるそれぞれの機能要求を満たす構成とすること。

A．卓上マイクユニット

・赤外線を用いたワイヤレス端末で、同時に 50 台以上設置でき、うち 3 つ以上が同時に発話して支障ないこと。どのマイクユニットにおいても、うち 1 台は設定により常時優先発言できるユニットになりえること。

・充電池とＡＣアダプタいずれでも動作すること。また同マイクユニット用の充電池を 30 個以上同時に充電できるだけの充電器を機材構成に含むこと。

・音声入力部は取り替え可能な別部品のグースネックマイクとし、伸長した際の最大長が 500mm 以上の鋭指向性であること。指向性のもっとも鋭い方向に 300mm 程度離れた話者の音声を十分に拾うこと。

・同マイクユニットと赤外線受発光機器との間に障害がない状態で、A 会議室の壁面から 1m 以上程度内側の室内全域で機能すること。また十分な受光環境を得ているか立会いの下、確認を行うこと。

B.　ハンドマイク

・赤外線方式を用いたハンド型ワイヤレスマイクであること。
また同上の赤外線会議システムの受発光器で受信をすること。

・単三形乾電池と充電池いずれでも動作すること。また同マイクを 2 本以上同時に充電できるだけの充電器を機材構成に含むこと。

・同ハンドマイクと赤外線受発光機器との間に障害がない状態で、A 会議室の壁面から 1m 以上程度内側の室内全域で機能すること。また十分な受光環境を得ているか立会いの下、確認を行うこと。

C.　制御機器、ミキサー、パワーアンプ等

・上記入力装置からの音声信号を集約し、ハイインピーダンス仕様のパワーアンプを介して下記スピーカー等に出力すること。

・ハウリング軽減機器を含むこと。

・下記出力系統ごとに音量調節できること。

・以上機能を満たす機器材を 20 U 以内の鍵付ラックに収めること。

D.　出力系統

・スピーカー：　A会議室全域に出力が可能なだけの品質および数量の天井埋込型スピーカー

・外部出力Ａ：　3 系統ステレオミニジャック

・外部出力Ｂ：　12 系統 XLR オス

E.　入力系統

スピーカーに出力できる XLR オスまたは RCA ジャックまたはステレオミニジャック 1 系統を用意すること。ただしラック内設置機器に仕様を満たす入力系統が

余る場合はこれで代替して構わない。

F.　付属品

本設備に必要な物品であって、上記Ａ～Ｅに記載のないもの。機器間の接続に用いるケーブル類は必要十分な長さを持ち、機器材の設置に際してはＡ会議室を利用する際に障害とならないよう工夫すること。

５．納品物

書類のうち電子データが存在するものは可能な限り編集可能な形式で光学式記録ディスク等に保存し、印刷媒体と同時に提出すること。

・音響設備
・系統図　２部
・当音響設備を卓上マイクユニットまたはハンドマイクを用いた拡声の用途に用いる場合における操作を簡易に説明した取扱説明書　２部
・構成機器材のうち、専ら機器間の接続に使用する機器材を除くすべての機器材の取扱説明書、または仕様書
・構成機器材の付属品のうち施工後に余剰となったもの（それぞれどの機器材の付属品かわかるようにすること）

６．納入場所

東京都港区六本木１－９－９六本木ファーストビル
原子力規制委員会原子力規制庁１３階Ａ会議室

７．履行期限

平成２６年１０月３１日
音響設備　　：１０月１５日
音響設備以外：１０月３１日

８．その他

以上に記載のない点については別途原子力規制庁と協議し決定するものとする。

以上

入札物件規格証明書兼保証書について

「１３Ａ会議室音響設備の購入及び設置」の入札に当たっては、以下の資料等を提出し、事前に審査を受け、合格する必要がある。

１．入札物件規格証明書兼保証書（別紙を含む。）

２．仕様書に記載の「参考製品」以外の商品で入札に参加する場合は、当該商品の製造元・仕様・規格等全てが分かる資料を提出すること。（様式自由。以下同じ。）
　なお、必要に応じてサンプルを用いて確認を実施する。

３．平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。（資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付すること。）

上述１～３の資料等（２は該当する場合のみ）を平成２６年９月１２日（金）１７時００分までに、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官(会計担当）付 契約（以下「担当者」という。）へ１部提出すること。

また、２に関して、参考商品以外の商品については、実使用等を勘案し審査を行うものであり、当該商品の１品目でも不適合品と判断した場合は、不合格となる。

このため、参考商品以外の商品を選定する際に、疑義等が生じる場合は、事前に当該商品の製造先・仕様・規格等全てが分かる資料を担当者へ提出し、照会すること。（照会を受けた後、担当者等において事前審査を行い、後日回答する。）

照会の期限、入札物件規格証明書兼保証書及び仕様書への質問等の期限は、平成２６年９月１０日（水）１２時００分までとする。

（様式）

入札物件規格証明書兼保証書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力長官官房参事官　殿

住　　所
商号又は名称　　印
代 表 者 氏 名　　印

当社は、「１３Ａ会議室音響設備の購入及び設置」に係る入札については、貴庁の仕様を満たす別紙に記載の物品をもって入札します。

なお、落札した場合には、仕様書に基づき納品することを保証いたします。

売 買 契 約 書(案)

買主　支出負担行為担当官　原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名　と売主　名とは、下記事項に関し、別記契約心得により売買契約を締結する。

記

契約金額　　金　　円

（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、算出した額である。

１．品　　名　　１３Ａ会議室音響設備の購入及び設置

２．数　　量　　仕様書のとおり

３．仕　　様　　仕様書のとおり

４．納 入 期 限　　平成２６年１０月３１日まで

５．納 入 場 所　　原子力規制委員会原子力規制庁１３階Ａ会議室

６．契約保証金　　全額免除

上記契約の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

買主　　東京都港区六本木一丁目９番９号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名

売主　　名

別記

原子力規制委員会原子力規制庁物件売買契約心得

（適　用）

第１条　本契約条項は物件の売買契約に適用する。

（権利義務の譲渡等）

第２条　売主は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を買主の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　売主が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、買主に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、買主は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、売主から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が買主に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

（１）買主は、承諾の時において本契約上売主に対して有する一切の抗弁について保留すること。

（２）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）買主は、売主による債権譲渡後も、売主との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら売主と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて売主が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、買主が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、買主が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（給付完了の通知）

第３条　売主は、物件全部の給付を終ったときは、その旨を直ちに買主に通知しなければならない。

（給付完了の検査の時期）

第４条　買主は、前条の通知を受けた日から１０日以内にその給付物件の検査をし、合

格した上で引渡しを受けるものとする。

（所有権移転の時期）
第５条　前条の引渡しを終った日をもって所有権移転の時期とする。

（かし担保責任）
第６条　買主は、給付物件の引渡しが終った後でもかしがあることを発見したときは、売主に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。
２　前項によってかしの補修をさせることができる期間は、第４条の引渡しを受けてから１か年とする。
３　売主が第１項の期日までにかしの補修をしないときは、買主は、売主の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

（対価の支払）
第７条　買主は、給付物件の引渡しを受けた後売主から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

（遅延利息）
第８条　買主が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

（違　約　金）
第９条　売主が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに給付物件の引渡しを終らないときは、買主は、違約金として延引日数１日につき契約金額の１００分の１に相当する額を徴収することができる。

（契約の解除）
第10条　買主は、売主が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）売主が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに物件の給付を完了しないか、又は履行期限までに物件の給付を完了する見込みがないと買主が認めたとき。
（２）売主が正当な事由により解約を申出たとき。
（３）本契約の履行に関し、売主又はその使用人等に不正の行為があったとき。
（４）前各号に定めるもののほか、売主が本契約条項に違反したとき。

（損害賠償）
第11条　買主は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、第４条の引渡しを受けてから１か年とする。

（契約の公表）

第12条　売主は、本契約の名称、契約金額並びに売主の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（紛争の解決方法）

第13条　本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、買主と売主との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2　前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、買主と売主との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　買主は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）本契約に関し、売主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからニまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第６６条第４項の審決が確定したとき

ニ　独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

（２）本契約に関し、売主の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

（３）本契約に関し、売主（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　売主は、前条第１号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを買主に提出しなければならない。

（１）独占禁止法第４９条第１項の排除措置命令書

（２）独占禁止法第５０条第１項の課徴金納付命令書

（３）独占禁止法第６６条第４項の審決についての審決書

（４）独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　売主が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、買主が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、買主が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、売主は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、売主が事業者団体であり、既に解散しているときは、買主は、売主の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、売主の代表者であった者及び構成

員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第１項の規定は、買主に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、買主がその超える分について売主に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　売主が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を買主が指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を買主に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　買主は、売主が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　売主は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　買主は、売主が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　買主は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより売主に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　売主は、買主が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、買主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　売主が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、買主が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、買主が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、売主は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、売主が事業者団体であり、既に解散しているときは、買主は、売主の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、売主の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、買主に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、買主がその超える分について売主に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　売主が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を買主が指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を買主に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　売主は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を買主に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。